

## 新富町景観条例

### (目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく手続き等について必要な事項を定めることにより、町、町民及び事業者が連携及び協働し、雄大な自然と歴史、文化、産業が織り成す新富町らしい景観を「守り」「育み」「つくり」つつ、次世代に誇れる景観を引き継ぐことを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

(2) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち前号に掲げる以外のもので規則に定めるものをいう。

(3) 町民 町内に住所を有する者及び町内の土地又は建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）に関する権利を有する者をいう。

(4) 事業者 前2号に掲げるものの新築、新設、増改築その他これらに類する行為を行う者及び土地の形質の変更を行う者並びにこれらの行為に係る設計を行う者をいう。

(5) 公共施設 道路、河川、公園、広場その他景観法施行令（平成16年政令第398号）で定める公共の用に供する施設をいう。

### (町の責務)

第3条 町は、良好な景観の形成を図るため、総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 町は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と相互連携を図り必要な措置を講ずることはもとより、町民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 町は、先導的役割を果たすため、公共施設の整備に当たっては、良好な景観形成に努めなければならない。

4 町は、町民及び事業者の景観形成に関する意識を高めるために、良好な景観形成に関する情報の提供その他支援に努めなければならない。

### (町民の責務)

第4条 町民は、自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し、積極的にその役割を果たすよう努めなければならない。

2 町民は、良好な景観形成の妨げになる行為を行わないよう努めなければならない。

3 町民は、この条例の目的を達成するため、町が実施する良好な景観形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らが行う事業活動が景観形成に影響を与えるものであることを認識し、良好な景観形成に努めなければならない。

2 事業者は、良好な景観形成の妨げになる行為を行わないよう努めなければならない。

3 事業者は、この条例の目的を達成するため、町が実施する良好な景観形成に関する施策に協力しなければならない。

(景観計画の策定)

第6条 町は、景観の形成を総合的かつ計画的に進めるため、その基本となるべき計画として、新富町景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

2 景観計画においては、法第8条第2項各号に掲げる事項のほか、景観の形成に関し必要な事項を定めるものとする。

3 町は、景観計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、新富町都市計画審議会条例（昭和45年新富町条例第20号）に規定する新富町都市計画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

(景観計画への適合)

第7条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

(事前協議)

第8条 法第16条第1項の規定による届出を行おうとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、町長と協議しなければならない。

2 町長は、前項の規定による協議があった場合において、当該協議の内容が景観計画に適合しないと認めるときは、助言又は指導をすることができる。

(行為の届出)

第9条 法第16条第1項及び第2号の規定による届出は、規則で定めるところにより町長に届け出なければならない。

(届出及び勧告等の適用除外)

第10条 法第16条第7項第11号の規定で定める行為は、法第16条第1項第1号から第3号までに掲げる行為であって別表に掲げるものに該当しないものとする。

(特定届出対象行為)

第11条 法第17条第1項の規定で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為とする。

(行為着手の制限期間の短縮の通知)

第12条 町長は、法第18条第2項の規定により同条第1項本文の期間を短縮したときは、規則で定めるところにより、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に通知しなければならない。

(完了届)

第13条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

(助言又は指導)

第14条 町長は、法第16条第1項又は第2項の規定により届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、景観の形成を図るため必要な助言又は指導をすることができる。

(勧告等に係る手続)

第15条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告又は前条の規定による助言若しくは指導を行う場合において必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

(景観重要建造物等の指定等の手続)

第16条 町長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定(次項において「景観重要建造物の指定」という。)又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定(次項において「景観重要樹木の指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 町長は、景観重要建造物の指定又は景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、法第27条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第1項若しくは第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(現状変更等の申請)

第17条 前条第1項の規定による指定を受けた景観重要建造物等の所有者等は、当該景観重要建造物等の現状変更又は所有権その他の権利を移転しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、町長に申請し許可を受けなければならない。ただし、法第22条第1項ただし書及び法第31条第1項ただし書に規定された行為については、この限りでない。

(原状回復命令等に係る手続)

第18条 町長は、法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置を命じようとする場合において必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

(景観重要建造物の管理の基準)

第19条 法第25条第2項の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。

(2) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(3) 前2号に定めるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全の

ために必要な措置を講ずること。

(景観重要樹木の管理の基準)

第20条 法第33条第2項の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良い景観を保全するため、せんだいその他の管理を行うこと。
- (2) 病虫害の駆除その他の景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐために必要な措置を講ずること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、景観重要樹木の良い景観の保全のために必要な措置を講ずること。

(管理に関する命令又は勧告の手続)

第21条 町長は、法第26条又は法第34条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとする場合において必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表 (第10条関係)

行為の種類		届け出を要する行為の規模	
建築物	新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	用途地域内	高さが15メートルを超えるもの
		上記以外の区域	高さが10メートルを超えるもの
工作物	新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	煙突	高さが6メートルを超えるもの
		鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱の類	高さが15メートルを超えるもの
		公告塔、公告坂、装飾塔、記念塔の類	高さが4メートルを超えるもの
		高架水槽、サイロ、物見塔の類	高さが8メートルを超えるもの
		擁壁	高さが5メートルを超えるもの
		太陽光発電設備	設置するモジュールの面積が1,000平方メートルを超えるもの

開発行為	都市計画区域内	開発する土地の面積が3,000平方メートル以上のもの
	上記以外の区域	開発する土地の面積が10,000平方メートル以上のもの

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

新富町長 小 嶋 崇 嗣